

〔臼杵市〕 城下町（じょうかまち）地区

臼杵の城下町地区では、歴史的な町並み景観の保全を目的に、昭和52年に都市計画決定した準防火地域を廃止し、代わりにエリア内の建物に独自の防火基準を求める条例を施行し、基準に合致した建築物を認定する制度の運用が開始されました。その後、この制度で認定される建築物の形態・意匠面／防火面の双方に適合する推奨施工例やアドバイスを掲載した認定建築物ガイドラインが、地元の建築に精通した建築士会のメンバーとともに策定され、施主・設計者・施工者への周知や説明など、制度の運用に活用されています。

また、丘陵地にある狭く曲がりくねった道筋と武家屋敷の石塀や門などが織りなす景観が、将来の建替え等の際のセットバックにより壊れてしまうことを防ぐため、古くから残る狭い道筋のうち12路線が、建築基準法第42条第3項に規定する“3項道路”に指定されています。

